

介護保険料を徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に保険料を納付することができないことが申請により認められた第1号（65歳以上）被保険者

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として6か月以内で徴収を猶予

◆申請に必要なもの

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

奨学資金償還金の償還期間を猶予します



教育部教育総務課
☎42-3511

◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、奨学資金を償還することができないことが申請により認められた方

◆申請期間は 令和5年3月31日まで

◆猶予される期限は

各月納入期限から1年以内

◆申請に必要なもの

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

2. 中小企業者等への支援

物販イベントの主催者や市外イベントに参加する事業者等へ助成します



商工観光部田園観光課
☎22-1151

◆物産販売機会の創出支援事業とは

販売イベント等を開催するための経費及び販売イベントに参加するための経費の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

令和4年4月から令和5年1月末までに実施する物産販売等のイベントで、次のいずれかに該当する団体等

- ① 市内でイベントを主催する団体等
- ② 市外のイベントに参加する事業者

※既存・新規のイベントは問いません。

◆対象となる主な経費

1. 感染症予防対策費
2. 会場関係費
3. 宣伝費 など

※詳細はお問合せください。

◆助成内容は

- ① 対象経費の4分の3以内の額（上限20万円）
- ② 対象経費の2分の1以内の額（上限10万円）

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市ウェブサイトよりダウンロードいただくか、市田園観光課で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇ 申請書兼請求書
- ◇ 事業計画書など事業内容を確認できる書類
- ◇ 振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ◇ その他市長が必要と認める書類

※詳細は市ウェブサイト等でお知らせする交付要綱等をご確認ください。